

○測量及び建設工事コンサルタント業者等

の指名に関する要領

〔昭和61年5月15日
土総第429号〕

〔沿革〕 昭和62年5月7日土総第328号、63年3月31日第2605号、平成5年4月1日第14号、10年3月31日第1829号改正、17年3月31日改正、18年4月3日改正、21年10月1日改正、25年3月15日改正、26年3月31日改正、26年7月2日改正、27年3月13日改正、27年4月27日改正

(目的)

第1条 この要領は、土木建築部が発注する建設工事等に関する測量、建築設計及び建設コンサルタント業者等（以下「コンサルタント業者等」という。）の指名に必要な要領を定め、もって委託業務の適正化を図ることを目的とする。

(指名基準)

第2条 委託業務の入札参加者を指名するときは、当該年度の「測量及び建設コンサルタント業務入札参加希望業者名簿」に登録されている者のうちから次に掲げる事項を留意するとともに、別表第1の基準により、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏しないようにしなければならない。

- (1) 当該業務に対する技術的適正
- (2) 会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況
- (3) 専門的技術を要する特殊業務の場合は、専門業者との技術提携の状況
- (4) 過去における成果の状況
- (5) 測量等で分筆業務を含むものについては、専任の土地家屋調査士免許取得者の有無
- (6) ボーリング調査の場合は、ボーリング機械の保有状況

(指名審査会の設置)

第3条 土木建築部（以下「部」という。）、主務課及び出先機関に指名審査会（以下「審査会」という。）を置き、コンサルタント業者等の指名について調査審議する。

2 本庁における部の審査会の対象業務は、本庁において執行する設計金額1千万円以上の委託業務とし、主務課においては設計金額1千万円未満の委託業務とする。ただし、特に必要と認める場合は、本文に規定する設計金額未満の業務についても部の審査会の審議の対象とすることができる。

(審査会の構成)

第4条 本庁及び出先機関における審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本庁における部の審査会は、土木建築部長、土木企画統括監、土木整備統括監、建築都市統括監、土木総務課長、技術・建設業課長、事業管理監、建設業指導契約監及び当該事業の主務課長をもって構成し、運営は次のとおりとする。

ア 土木建築部長を会長とし、会長が会務を総括する。

イ 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順位により、統括監がその職務を代理する。

ウ 審査会が必要と認める場合は、他の職員を参加させることができる。

- (2) 主務課においては、主務課長を会長とし、主務課長が指名した者をもって審査会を

構成する。

(3) 出先機関における審査会は、所長及び所長が指名した者をもって構成し、運営は次のとおりとする。

ア 会長は、所長をもって充てる。

イ 会長は、会務を総括する。

ウ 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

エ 審査会が必要と認める場合は、他の職員を参加させることができる。

(指名業者数)

第5条 指名業者数は、執行する1件1千万円以上の委託業務については8人、1件1千万円未満の委託業務については6人を標準とする。

(指名推薦書の提出)

第6条 第3条第2項の規定に該当する委託業務について、部の審査会に諮る場合においては、主務課長は、指名推薦書(第1号様式)を、審査会会長あて提出しなければならない。

2 主務課の審査会に諮る場合においては、指名推薦書(第1号様式)を、審査会会長あて提出しなければならない。

(共同企業体の結成)

第7条 高額な委託業務や業種の異なる委託業務を同時に発注する場合には、部の審査会に諮り、共同企業体を結成することができる。

(準用規定)

第8条 沖縄県土木建築部建設工事請負業者指名基準及び指名審査会等に関する要領(昭和53年7月8日土総第622号)第5条、第6条、第8条、第9条及び第10条の規定は、コンサルタント業者等の指名について、これを準用する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、指名に関し必要な事項は、部長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 7 月 15日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 5 月 1 日から施行する。